令和6年度

定期監査及び行政監査報告書

佐倉市、酒々井町清掃組合監査委員

佐 清 監 第 1 2 号 令和6年12月 5日

佐倉市、酒々井町清掃組合 管理者 西田三十五様

> 佐倉市、酒々井町清掃組合 監査委員 京 増 孝 一 監査委員 徳 永 由美子

令和6年度定期監査及び行政監査報告

佐倉市監査基準に準拠して、地方自治法第292条において準用する同法第199条第2項及び第4項の規定により監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり提出する。

記

第1 監査の対象部署

- 1 監查委員監查
- (1) 総務課、施設管理課

第2 監査の着眼点及び方法

監査対象所属の事務事業が法令・例規等に従って適正に行われているかどうかといった合規性の観点とともに、経済性、効率性、有効性の観点にも留意し、次に掲げる着眼点に基づき実施するほか、構成市である佐倉市の佐倉市監査基準に準拠し、実査、確認、証憑突合、帳簿突合、質問等、通常実施すべき手続を選択し適用した。

なお、着眼点は以下のとおりである。

- 1 予算執行が、適正かつ計画的、効率的に行われているか。
- 2 事務事業の執行及び管理運営が、適正かつ合理的、効率的に行われているか。
- 3 工事及び委託事業等の契約事務が、随意契約も含め適正かつ効率的に執 行されているか。
- 4 指摘事項は、是正又は改善されているか。
- 5 各種の帳簿、証拠書類は整備され、記載内容に整合性はあるか。

- 6 各種団体に支出している負担金の必要性及び効果は検証されているか。
- 7 備品が適正に管理されているか。

第3 監査の日程

令和6年11月27日

第4 監査の範囲

令和6年度事務事業(必要に応じて過年度分も対象とした)

第5 監査の結果

今回監査を実施したところ、次のとおり注意、改善すべき点が認められた ので、これらに留意し、適正で効率的かつ効果的な事務遂行に一層努力され たい。

1 指摘事項

※ 指摘事項 : 法令等に違反し、若しくは不当と認められるため是正

を求める事項又は経済性、効率性、有効性の観点から 改善、検討を求める事項(措置結果の報告を求める)

※【措置済み】 :軽微な事項で、監査結果確定までに改善策を講じたも

 \mathcal{O}

特になし

2 意見

※ 意見 : 法令等に照らしては違反や不備、不適切事項には当たらないが、事務の進め方における工夫や努力、改善によっては今以上に経済性や効率性、有効性が向上すると見込まれる事項について、組合の組織及び運営の合理化に資するため、監査委員からの提言として表明する事項(対応状況の報告を求める)

(1) 地元対策について

施設の安定的な稼働及び次期一般廃棄物処理施設整備にあたっては、 地元の理解が不可欠であることから、酒々井リサイクル文化センター地 元協議会に対し、従来と同様、引続き十分な説明に努められたい。